

横浜SSJニュース

第 7 号

2009年9月30日発行

発行：横浜SSJ
(特定非営利活動法人 横浜市精神障がい者就労支援事業会)
〒240-0023 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町53
TEL 045-711-8823 FAX 045-710-8481
発行責任者：理事長 菊地 綾子
編集：横浜SSJニュース編集委員会
印刷：ワークショップメンバーズ

2010年度横浜市精神障がい者就労支援事業に関する要望陳情書提出のご報告

世の中、最悪の雇用情勢、政権交代、横浜市は市長の交代とめまぐるしい動きの中でしたが、当会は2009年8月11日にNPO法人市精連とともに表記の要望書・陳情書を市長及び市会議長宛に提出いたしました。当日は横浜市健康福祉局障害福祉部の担当部長・課長さんとの意見交換も行ない、横浜SSJは環境施設課にも特に委託事業に関するお願いがうかがいました。それに続いて、9月初旬まで市議会の各政党と陳情書に関する意見交換会を持つことができました。

要望・陳情書の内容と、それに対する市会議長の回答(平成21年9月28日付)は次の通りです。

1. **精神障がい者を職員として横浜市及び関係機関が雇用してください。また、実習先として門戸を開いてください。**

＜回答＞ 本市での精神障害者の雇用については「障害者雇用促進法」の趣旨や八都県市としての提案内容を踏まえながら、対応を検討してゆきたい。

関係機関における雇用については就労支援センターやハローワークと連携し雇用促進を図るほか、平成20年8月に「横浜市外郭団体における障害者を雇用するための指針」を策定し、障害者雇用の推進を指導している。

実習については健康福祉局で平成21年7月に4人の精神障害者を受け入れた。今後も引き続き受け入れていく。

2. **精神障がい者の就労先として、横浜市の事業委託と障害者の店(目的外使用許可)の設置を進めてください。**

＜回答＞ ふれあいショップで平成21年8月時点で6名の精神障害者が就労している。今後も障害者の就労支援施策を充実し、様々な角度から就労の場を増やしていくよう務める。

3. **精神障がい者の就労生活と日常生活支援を担うことのできる「就労・生活支援センター」の設置を推進してください。**

〈回答〉 就労・生活支援センターは国の基準で都道府県が定める障害福祉圏域に1か所の設置となっており、神奈川県は横浜地域をひとつの圏域としていることから、市内での複数設置ができない。このため本市では厚生労働省に対し、人口規模に応じた設置ができるよう強く要望している。

4. **障がい者の所得保障のために工賃倍増支援センターを設置してください。また、横浜市から直接発注する仕事を増やしてください。**

〈回答〉 直接民間企業へ赴き、地域作業所などへの発注促進を図っている。また、市役所内の全区・局・事業本部に対し、区・局の業務や物品購入等について地域作業所などへの発注を増やすための取り組みを強めている。この結果平成18年度20件(企業等)、平成19年度48件(企業等47件・市1件)、平成20年度57件(企業等42件・市15件)と企業等からの発注減を市の官公需の斡旋増で補っている。

今後も引き続き、地域作業所等へ発注可能な作業内容の情報提供を充実させることによる市役所内外からの作業斡旋の拡大や、インターネットの活用など企業等と協働した自主製品の販路拡大に積極的に取り組んでいく。

5. **就労移行支援事業が成り立つよう基本運営費の補助をしてください。**

〈回答〉 障害福祉サービス事業所の安定的な運営を確保するため借地・借家費助成を行っており、新たな助成を行なう考えはない。

6. **北部・久保山の湯茶接遇業務の委託費を増額してください。**

〈回答〉 今後も本市の財政事情の好転は見込めない状況が続くと思われるので、委託費の増額は難しい。

7. **久保山駐車場管理業務の目的外使用料を減額してください。**

〈回答〉 収支状況を確認して、今後検討していく。

8. **「法定事業借地・借家費補助金」制度を継続してください。**

〈回答〉 今後も継続していく。

9. **新法事業者の事業所移転に伴う補助金制度を創設してください。**

〈回答〉 厳しい財政状況の中、新たな助成を行なうことは困難。

*** 民主党政権になって障害者自立支援法廃止を厚生労働大臣が表明 ***

9月15日に民主党の鳩山政権が発足しました。9月19日には長妻厚生労働大臣が「障害者自立支援法」の廃止を表明。2012年4月実施目標の「障害者総合福祉法」にするということです。内容としては「応益負担」の撤廃をあげています。

障害者自立支援法制定から3年が経過、苦勞して新制度に移行してようやく慣れてきたメンバー、運営を進めてきた設置団体も、また法制度が変わることは「ハッ場ダム」の地元民の反応ではありませんが、かなり不安が大きいものです。

しかし今度こそ、利用者本位の制度に変わることを、私たち自身が関わって変えることを肝に銘じて、会としても、国や市の動きを迅速にキャッチしてみなさまにお伝えするとともに、活発な討議の場を用意して意見の積み重ねを施政に反映してもらおうよう、運動して行きたいと考えています。

横浜SSJ理事長 菊地綾子

10月30日全国大フォーラムが開催されます

(主催 10.30 全国大フォーラム実行委員会)

本号記事『2010年度横浜市精神障がい者就労支援事業に関する要望陳情書提出のご報告』にも書かれていますが長妻厚生労働大臣は障害者自立支援法の廃止を表明しました。

障害者自立支援法については平成18年の本格施行以来、毎年、全国から当事者、家族、支援者らが集結し開催してきた日比谷野外音楽堂での“10.30全国大フォーラム”の与えた影響も大きかったと思われます。特に、サービス利用者への応益負担、事業者への日払い報酬など様々な課題があるなかで、障がい当事者、事業者双方において大きな混乱も来たしてきました。横浜SSJとしても、働く場として通うワークショップメンバーズ(就労継続支援B型)、そして一般就労のための訓練の場として利用するジョブアシスト横浜(就労移行支援)の利用者に利用料を請求することについては、大きな違和感を感じるとともに矛盾を感じていました。また、平成19年4月に両事業所が地域作業所から障害者自立支援法多機能型事業所へ移行した際には、応益負担制度に納得できずにそれまで利用してきた作業所を去らざるをえない利用者もいたのが現実です。

こうした現実を、2005年から毎年行われてきた“10.30全国大フォーラム”では『出直してよ！障害者自立支援法』『私たち抜きに私たちのことを決めないで！今こそ変えよう！障害者自立支援法』『もうやめようよ！障害者自立支援法』といった様々なタイトルで切に訴え続けてきました。そして今年は10月30日(金)に日比谷野外音楽堂で『さよなら！障害者自立支援法 つくろう！私たちの新法を！10.30全国大フォーラム』というタイトルのもと開催されます。タイトルの通り、障害者総合福祉法を当事者、そして関係者の意見が十二分に反映された法律の設立が望まれます。横浜SSJとしても全国大フォーラムをはじめ積極的に運動に参加し意見をあげていきたいと思えます。

横浜SSJ事務局 星野 順平



地域精神保健福祉 国際セミナー2009

イタリア・ヴェローナのコミュニティ・メンタル・ヘルス

主催 上智大学総合人間科学部 藤井達也研究室

研修 報告

8月25日(火)健康福祉総合センターにて、国際セミナー2009『イタリア・ヴェローナのコミュニティ・メンタル・ヘルス』が行われました。イタリアでは1978年に法律180号(通称バザリア法)ができ、それによって以前は日本と同様に精神障害者の隔離・収容政策がとられていたイタリアで、新たな動きが出てきました。北部イタリア・トリエステにある、サンジョバンニ病院の解体がバザリア医師たちによってなされ、それをモデルとした動きが全国へと広がっていきました。バザリア法制定から30年。現在、南ヴェローナ地区のコミュニティ・メンタルヘルス地域責任者として指導的な役割を長く担われてきた、ロレンソ・ブルチ先生(ヴェローナ大学精神医学科教授)をお迎えし、イタリアの地域精神保健福祉の現状をうかがいました。

バザリア法制定により病院数を減らし、精神科救急の体勢ができ“まずは入院”ということではなく、なり次第に入院患者の数は減っていったそうです。同時に入院・デイケア・外来コミュニティケア・シェルター宿泊等の体勢を整えてゆくことで、長期入院から一時的入院の流れが安定していきました。イタリアでは、精神科医(2名)・臨床心理士(1名)・ソーシャルワーカー(1名)・看護師(2名)・大学院の医学生(2~3名)・医学あるいは医療に従事する学生(2名)の計10名ほどからなるチームを組み、入院時から家族ケアを含む地域支援まで、患者1人1人の支援に

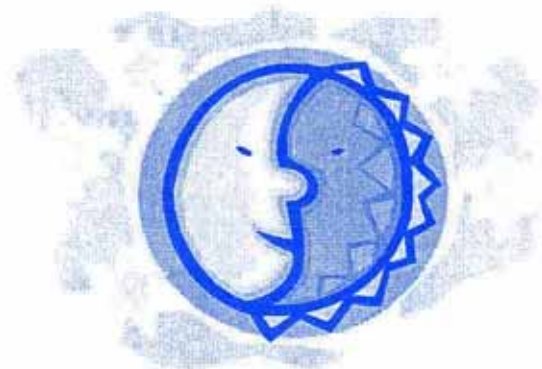
同じスタッフが継続して携われる体勢が公的に整えられているそうです。

精神科セルフヘルプ原則というものがあり、その一つに「スタッフはメンバーシップに応じ、メンバーはスタッフを利用する」メンバーがスタッフに指示し、スタッフはそれに応じるという考えが共通意識として掲げられているそうです。患者を患者とばかりとらえるのではなく、一個人として尊重・独立し、公的なサービスを受けることができる。おかしいと思えば、本人が訴え、戦うことができるのだとブルチ先生は話されていました。

日本の現状とを照らし合わせながら講演会を聞き、このような考えがイタリアで共通意識として掲げられていること、それに基づいた体制が公的に整っていることに驚き、とても興味深い研修でした。

ワークショップメンバーズ

天野 由香里



横浜市職場体験実習を終えて

横浜市職場体験実習ということで、北部就労支援センターからの依頼を受け、8月に男性1名の実習を北部事業所で受け入れました。

職場体験実習とは、就労支援センターを通して市内にある企業や事業所で、10日間働くことを「体験」することができるプログラムです。

診断名が高次脳機能障害ということで、初めての受け入れであり、スタッフも少し戸惑いがありました。少し前に私がメンタルネットで受けた資料を元にスタッフみんなで学習したり調べたりして、受け入れに臨みました。

初日に本人、支援機関(北部就労支援センター・横浜市総合リハビリセンター就労支援課)職員を交えてのオリエンテーションを行い、以下の事項を確認しながら行うこととしました。

- ・一日のスケジュールを、朝一番に一緒に確認する。
- ・疲れを本人が気づかなくて、頑張りすぎることもあるので、様子を見ながら適宜休憩や見学も入れていく。
- ・用意したファイル(マニュアルや写真)は、本人が定位置に保管する。
- ・本人がメモ帳を用意し、メモしてもらう。
- ・具合が悪いとき、困った時は必ず担当スタッフに伝える、など。

スタッフ同士の申し送り記録も活用することとし、実習がスタートしました。

就労経験が長く穏やかな物腰の方で、挨拶やポジションでの言葉かけなどもスムーズで、何日か経つと従業員さんと談笑されている場面もみられました。理解力も早く、最初はファイルを見ながら準備をされていたが、次第に一定の場所に置いたまま、たまに確認されるくらいになりました。

前半5日間は休憩室、後半は湯茶室でした。全日程を通じて、担当スタッフと共に従業員さんと同じポジションに入って頂き、休憩も同じタイミングでとって頂きました。休憩時間から仕事への切り替えもきちんとされていて、スタッフや従業員さんに分からない所を質問されたりしていました。

実習時間が本人の希望で9:30~16:00ということだったので、体力的に心配していたが、売店やホールの見学なども適宜入れながら行ったせいもあるのか、疲れを翌日に持ち越すこともあまりない様子で、実習を終えました。受け入れ側の反省点として、次のことが挙げられると思います。

- ・すべての業務内容をその方に合った形でファイリングできていただろうか。
- ・スタッフ側は、統合失調症圏内の研修にとどまらず、幅広い学習や受け入れにも取り組んでいかねばならない時期に来ているのではないだろうか。

振り返りで、①「働く」ことへのステップの一つになって頂けたということ、②こういうところで働いてみたい、ということをお聞きして、嬉しく思いました。

5事業所施設長 依田美保子

横浜戸塚就労支援センターへ行ってきました

戸塚の就労支援センターを訪問しました。場所は、戸塚駅西口徒歩5分ほどのビルの2階にあります。社会福祉法人こうよう会職員の中島さん、落合さんに一時間ほどお話を伺いました。

平成18年の1月に開設されました。スタッフの体制は、全体で6名(所長、精神担当2名他障害担当3名)で運営されています。

障がい者に対する支援内容は、まず最初に電話予約してからその後面談・相談します。その次に人により様々ですが、その人の希望に合わせた支援又は他の利用機関としてトライ・作業所利用等のアドバイスを受けることが出来ます。後は、ハローワークにいっしょに行き求人検索の仕方を教えてくれたり、履歴書の書き方の指導が受けられます。面接に同行することもあります。

そういうプログラムの実績で、登録者数が全体で350人中170人の方が就労されています。そのうち精神障害者の実績は、登録者数93人中42人の方が就労されています。就労後のフォローとしては、働いている間に相談希望があればいつでも相談に乗ってくれたり、職場から無理なことと言われた場合など相談者と会社との間に入って交渉してくれます。就労支援センターの方からの関係機関に求めることは、相談者が日々どんな生活をしているか？本人が調子悪くなる時のきっかけとその対処法を把握することそれから相談者の得意分野などの情報提供などです。

働きたい人へのメッセージと聞いて印象に残ったのは、「“働きたい”という強い意志が支援者を動かす力になる。」という言葉です。働きたいと思う気持ちと、そう思った時に、自分の身の周りにいる支援者(例えばデイクエストスタッフ、作業所スタッフ、支援センタースタッフなど)にまず相談して、就労に向けた行動を起こしてみる事が大切だと思いました。

ワークショップメンバーズ 上岡・吉村・松本

職種別就労実績

パソコン事務	6名
事務補助	6名
調理	3名
清掃	7名
介護ヘルパー	3名
郵便局	2名
販売・喫茶	3名
スーパー品出し	2名
工場	7名
洗濯	2名
その他	1名

～ 後輩へのメッセージ ～

初めて働いた時に思った事

名無しの権兵衛

僕は、戸塚事業所に勤務する43才の男性です。

今の職場は今年で12年目になります。発病してから10年以上たって今の仕事についていたのですが、まだ、病気になる前、高校生の時、初めてアルバイトをした時に思った事があります。仕事は、スーパーの品出し、ラベルはりなど主に雑用ですが、自分でできる事が増え、夜の10時位までですが、はじめて大人の人達と仕事をして、今まで感じた事のない充実感と、「お金を稼ぐ事ってこんなにおもしろいんだ」と思いました。これは自分も役に立っていると実感できたからでしょうか？それとも自分は思っているよりずっと子供で、まわりの方々が大人だったからかもしれませんが、この時の体験はその後の労働意欲にもなっています。

私ごとでつまらないかもしれませんが、これから初めて働く方々の参考になればいいです。働くのが楽しくて楽しくてしょうがないと思えるかもしれません。

最後に、戸塚事業所にも二十代の新人が入ってきました。

働くのは初めてというので、今月で三ヶ月目に入りましたので感想を聞いてみると、「仲の良い職員さんと、メンバーさんがいて、とてもよい職場だと思います。」と言っていました。

今度は僕も先輩として彼に同じような体験をあじわってもらえたらいいなと思います。迷惑でなければの話ですが・・・。



編集後記

精神病の苦悩を人間的な手段でやわらげるには、
天賦の能力のうち最良の資質を甦らせようと力まないことである。
この仕事に献身的に取り組んでいる人は、
力まず、さりげなく振るまい、残虐を慈悲に、虐待を親愛に、
激怒を心の平安に転換し、嫌悪に代えて
愛情を抱くことを心の拠りどころとしつつ、そこに充足感を見出している。
さらに、もし望みがあるとすれば、そのような対応のしかたを改善することで、
やがては回復の望みが芽生えてくると信じているのである。

チャールズ・ディッケンズ著[ありふれた言葉] 1852年より

蝉の声もいつのまにか薄れて秋の虫に代わり、日もころなしか短くなった今日この頃、皆さんはいかがお過ごしですか？今年の夏はあまり夏らしくなかったなあという印象ですが、それなり暑い日もあり、雨やら地震やら台風やら色々ありましたが、何事もなかった精神障害者の夏でした。気づいたら民主党が政権をとり、自立支援法も見直しの時期ということで、気になるところですが、日々の生活に追われる毎日です。横浜SSJニュースも回を重ね、7号目ということで、皆さんの読みたい情報を発信できたかは、定かではありませんが、読んで下さっている皆様にはありがたい気持ちです。冒頭で紹介した言葉は、事業所に所属しているメンバーさんは、病気からある程度回復している人たちなので、的外れな感じもありますが、メンバーから職員になって、援助する側になった僕には心にしみる言葉です。

僕は、多くの病気の体験の講演、発表などを行ってきました。いつも受け売りの言葉で話してきましたが、時の洗礼を受けた名言には、言葉の力というものがあって、そういう言葉は使ってからこそ価値が出てくると思うので、これからも紹介していきたいと思います。食欲の秋、読書の秋、美味しいものを食べ、本を紐解いて自分の好きな名言を探してみたらいかがでしょうか。横浜SSJニュースも言葉の媒体なので、これからもよろしく願いいたします。

北部職員 堀慎之